

○財務省告示第六十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年二月四日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年三月八日

財務大臣 野田 佳彦

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 一 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（十年）（第三百十
二回） |
| 二 | 発行の根拠 | 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条 |
| 三 | 法律及びその
振替法の適
用等 | 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）、価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市 |
| 四 | 発行方法 | |

二十 十九

払 者 入 払
込 札 場
期 参 所
日 加

平成 財務
二十 大臣
三年 から
二月 通知
四日 を受
けた者